

第165号議案

長崎市駐車場条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2 ～ 5
2 改正の内容	6 ～ 10
3 新旧対照表	11 ～ 18
【参考1】条例施行規則で制定するもの	19 ～ 20
【参考2】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について	21 ～ 24

土 木 部
令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概 要

- ・ 附近の駐車場の駐車料金との均衡を図るため、本市の駐車場の利用料金の基準とする額を改定する。
- ・ 利用状況から、マイクロバスの料金を改定し、バスのパークアンドライド料金を廃止する。
- ・ 長崎市茂里町駐車場の有効活用を図るため、定期駐車制度を導入する。

(2) 駐車料金（利用料金の基準とする額）を改定する考え方

本市の駐車場の駐車料金は、駐車場法の規定に準じ、附近の駐車場の駐車料金と均衡を図りその額を設定している。今回、各駐車場の周辺の料金実態調査を行い、次の考えのもと、料金を改定するもの。

ア 算定方法【駐車場法第6条第2項第3号】

附近の駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

■ 1時間あたりの駐車料金の算出

附近の駐車場の駐車料金との比較

$$\text{1時間あたりの駐車料金} = \frac{\text{市営駐車場料金}}{\text{民間駐車場料金}} < 1.0 \Rightarrow \text{料金改定}$$

(民間駐車場料金と同程度とする)

■ 民間駐車場料金の算出

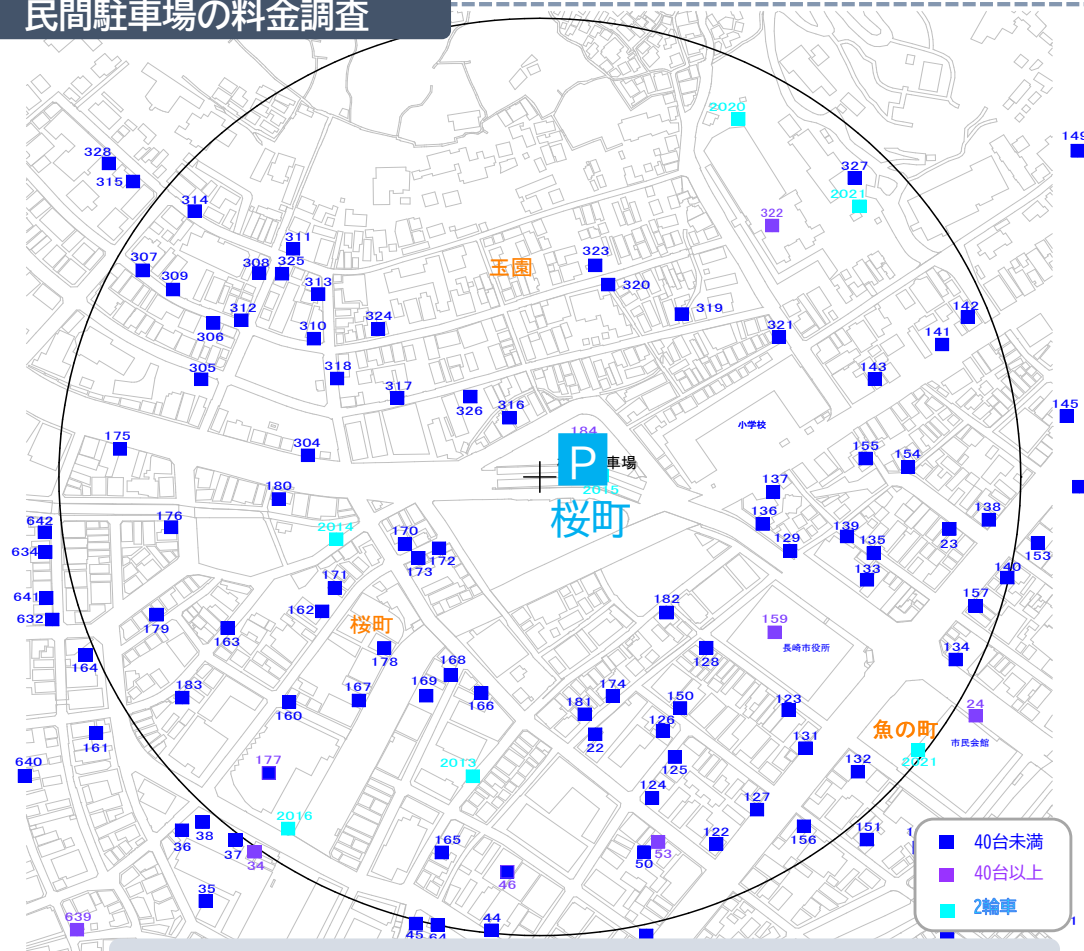
各市営駐車場の附近の駐車料金の平均

$$\text{民間駐車場料金} = \frac{\text{半径300m圏内の駐車場の1時間あたりの駐車料金の合計}}{\text{半径300m圏内の駐車場の収容台数の合計}}$$

1 改正の概要

イ 算定例

民間駐車場の料金調査



例：桜町駐車場の半径300m圏内の民間駐車場の料金調査

■ 調査結果（例：桜町）

現 市営料金(1h)

260円

= 1.00

民間平均料金(1h)

259円

⇒ 1以上であるため、料金は改定しない

■ 調査結果（例：茂里町）

現 市営料金(1h)

240円

= 0.90

民間平均料金(1h)

268円

⇒ 1未満であるため、料金を改定する

1 改正の概要

ウ 算定結果

駐車場	現行料金 ①	周辺駐車場の 平均料金 ②	①÷②	改定	改定料金 ③	増減 ③ - ①
桜町駐車場	260円	259円	1.00	×	260円	0円
長崎市民会館地下駐車場	260円	250円	1.04	×	260円	0円
松が枝町駐車場 松が枝町第2駐車場	280円	291円	0.96	○	300円	20円
平和公園駐車場	260円	215円	1.21	×	260円	0円
茂里町駐車場	240円	268円	0.90	○	270円	30円
松山町駐車場	240円	217円	1.11	×	240円	0円
長崎駅西口自動車場	400円	396円	1.01	×	400円	0円

1 改正の概要

(3) 茂里町駐車場における定期駐車料金制度の導入

茂里町駐車場は平日において利用者数が少ない一方、附近の商業施設では定期駐車制度が導入されており、通勤する方においては駐車需要があることから、駐車場を有効活用するために定期駐車料金制度を導入し、料金を次のとおり設定するもの。

【定期駐車料金】

・ 平日昼間（午前8時から午後10時まで） 11,000円

【定期駐車台数】

・ 19台〔普通車等の駐車：19台（うち車いすは1台）〕

当面は利用状況及び附置義務台数を考慮し上記のとおり上限台数を設定。その後指定管理者と協議のうえ、必要に応じて変更。

駐車場の利用状況（R7.4月～R7.7月末）収容台数135台

条 件	瞬間最大駐車台数の平均	条 件	瞬間最大駐車台数の平均
平日(イベントあり)	93台	土日祝日(イベントあり)	129台
平日(イベントなし)	37台	土日祝日(イベントなし)	67台

定期駐車料金 算定方法【駐車場法第6条第2項第3号】

■ 調査結果

定期駐車料金を導入している**周辺施設と同額の駐車料金**に設定。

駐車場名： タイムズPLATMALL

利用時間： 平日昼間（午前7時～午後11時）（土日・祝除く）

使用料： 11,000円(税込)

(4) 施行期日

ア 令和8年 4月1日 料金改定に係るもの

イ 令和7年11月4日 茂里町駐車場の定期駐車制度に係るもの

2 改正の内容

(1) 長崎市松が枝町駐車場

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第1（第6条関係））

区 分	現 行				改正案			
バス マイクロバス	種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
		最初の1時間まで	その後30分までごと			最初の1時間まで	その後30分までごと	
	バス	1,500円	750円	1,040円	バス (マイクロバスを含む)	1,500円	750円	1,040円
	マイクロバス	750円	370円	1,040円	[削る]			
普通自動車 小型自動車 軽自動車	昼間駐車料金		夜間駐車料金		昼間駐車料金		夜間駐車料金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと			最初の1時間まで	その後30分までごと		
	300円	140円	830円		300円	150円	830円	
回数駐車券	種類	金額			種類	金額		
	140円券(22枚つづり)	2,800円			150円券(22枚つづり)	3,000円		
	300円券(22枚つづり)	6,000円			300円券(22枚つづり)	6,000円		
	370円券(22枚つづり)	7,400円			[削る]			
	750円券(22枚つづり)	15,000円			750円券(22枚つづり)	15,000円		
	1,500円券(22枚つづり)	30,000円			1,500円券(22枚つづり)	30,000円		

2 改正の内容

(2) 長崎市平和公園駐車場

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第1（第6条関係））

区 分	現 行						改正案					
普通自動車 小型自動車 軽自動車	種別 車種	午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午前7時までの駐車料金	種別 車種	午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午前7時までの駐車料金
		最初の1時間まで	1時間を超え1時間30分まで	1時間30分を超え2時間まで	2時間を超える場合			最初の1時間まで	1時間を超え1時間30分まで	1時間30分を超え2時間まで	2時間を超える場合	
	普通自動車					1時間につき	普通自動車					1時間につき
	小型自動車 軽自動車	260円	380円	510円	620円	70円	小型自動車 軽自動車	260円	380円	510円	620円	70円
バス マイクロバス	種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金			種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金		
		最初の1時間まで	1時間を超える場合					最初の1時間まで	その後30分までごと			
	バス	1,500円	2,090円	1,040円			バス (マイクロバスを含む)	1,500円	750円	1,040円		
	マイクロバス	750円	1,040円	1,040円			[削る]					
回数駐車券	種類		金額				種類		金額			
	130円券(22枚つづり)		2,600円				260円券(22枚つづり)		5,200円			
	750円券(22枚つづり)		15,000円				750円券(22枚つづり)		15,000円			
	1,500円券(22枚つづり)		30,000円				1,500円券(22枚つづり)		30,000円			
	620円プリペイドカード(11回分)		6,200円				620円プリペイドカード(11回分)		6,200円			

2 改正の内容

(3) 長崎市茂里町駐車場

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第1（第6条関係））

区 分	現 行			改正案			
普通自動車 小型自動車 軽自動車	入出庫1回ごとの駐車料金			入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金 11,000円
	午前8時から午後10時まで		午後10時から 午前8時まで	午前8時から午後10時まで		午後10時から 午前8時まで	
	最初の30分まで	その後30分までごと		最初の30分まで	その後30分までごと		
	130円	120円	30分につき40円	140円	130円	30分につき40円	
※定期駐車料金は令和7年11月4日(火)から適用							
回数駐車券							
	種類		金額	種類		金額	
	120円券(22枚つづり)		2,400円	[削る]			
	130円券(22枚つづり)		2,600円	130円券(22枚つづり)		2,600円	
[新設]			140円券(22枚つづり)		2,800円		

2 改正の内容

(4) 長崎市松山町駐車場

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第1（第6条関係））

区 分	現 行	改正案																								
バス マイクロバス	<table><tr><th rowspan="2">種別 車種</th><th colspan="2">午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金</th><th rowspan="2">午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金</th></tr><tr><th>最初の1時間まで</th><th>1時間を超える場合</th></tr><tr><td>バス</td><td>30分につき 750円</td><td>2,090円</td><td rowspan="2">30分につき 50円</td></tr><tr><td>マイクロバス</td><td>30分につき 370円</td><td>1,040円</td></tr></table>	種別 車種	午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金		午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金	最初の1時間まで	1時間を超える場合	バス	30分につき 750円	2,090円	30分につき 50円	マイクロバス	30分につき 370円	1,040円	<table><tr><th>種別 車種</th><th>午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金</th><th>午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金</th></tr><tr><td>バス (マイクロバスを含む)</td><td>30分につき 750円</td><td>30分につき 50円</td></tr><tr><td>[削る]</td><td></td><td></td></tr></table>	種別 車種	午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金	午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金	バス (マイクロバスを含む)	30分につき 750円	30分につき 50円	[削る]				
	種別 車種		午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金			午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金																				
		最初の1時間まで	1時間を超える場合																							
	バス	30分につき 750円	2,090円	30分につき 50円																						
	マイクロバス	30分につき 370円	1,040円																							
種別 車種	午前7時30分から午後10時までの 1日当たりの駐車料金	午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金																								
バス (マイクロバスを含む)	30分につき 750円	30分につき 50円																								
[削る]																										
回数駐車券	<table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>120円券(22枚つづり)</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>370円券(22枚つづり)</td><td>7,400円</td></tr><tr><td>750円券(22枚つづり)</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>120円プリペイドカード(22回分)</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>620円プリペイドカード(11回分)</td><td>6,200円</td></tr></table>	種類	金額	120円券(22枚つづり)	2,400円	370円券(22枚つづり)	7,400円	750円券(22枚つづり)	15,000円	120円プリペイドカード(22回分)	2,400円	620円プリペイドカード(11回分)	6,200円	<table><tr><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>120円券(22枚つづり)</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>[削る]</td><td></td></tr><tr><td>750円券(22枚つづり)</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>120円プリペイドカード(22回分)</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>620円プリペイドカード(11回分)</td><td>6,200円</td></tr></table>	種類	金額	120円券(22枚つづり)	2,400円	[削る]		750円券(22枚つづり)	15,000円	120円プリペイドカード(22回分)	2,400円	620円プリペイドカード(11回分)	6,200円
	種類	金額																								
	120円券(22枚つづり)	2,400円																								
	370円券(22枚つづり)	7,400円																								
	750円券(22枚つづり)	15,000円																								
	120円プリペイドカード(22回分)	2,400円																								
	620円プリペイドカード(11回分)	6,200円																								
種類	金額																									
120円券(22枚つづり)	2,400円																									
[削る]																										
750円券(22枚つづり)	15,000円																									
120円プリペイドカード(22回分)	2,400円																									
620円プリペイドカード(11回分)	6,200円																									

2 改正の内容

(5) 長崎市松が枝町第2駐車場

使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第1（第6条関係））

区 分	現 行				改正案				
バス マイクロバス	種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	夜間駐車料金
		最初の1時間まで	その後30分までごと			最初の1時間まで	その後30分までごと		
	バス	1,500円	750円	1,040円	バス (マイクロバスを含む)	1,500円	750円	1,040円	1,040円
	マイクロバス	750円	370円	1,040円	[削る]				
普通自動車 小型自動車 軽自動車	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと			最初の1時間まで	その後30分までごと			
	300円	140円	830円	11,000円	300円	150円	830円	12,000円	
回数駐車券	種類		金額		種類		金額		
	140円券(22枚つづり)		2,800円		150円券(22枚つづり)		3,000円		
	300円券(22枚つづり)		6,000円		300円券(22枚つづり)		6,000円		
	370円券(22枚つづり)		7,400円		[削る]				
	750円券(22枚つづり)		15,000円		750円券(22枚つづり)		15,000円		
	1,500円券(22枚つづり)		30,000円		1,500円券(22枚つづり)		30,000円		

3 新旧対照表

改正後（R7.11.4）					改正前																																																																			
第1条～第15条　【略】					第1条～第15条　【略】																																																																			
別表第1（第6条関係）					別表第1（第6条関係）																																																																			
1～4　【略】					1～4　【略】																																																																			
5　長崎市茂里町駐車場の利用に係る基準額					5　長崎市茂里町駐車場の利用に係る基準額																																																																			
(1) 通常の料金					(1) 通常の料金																																																																			
<table><tr><td rowspan="3">車種</td><td>種別</td><td colspan="3">入出庫1回ごとの駐車料金</td><td rowspan="3">定期駐車料金</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">午前8時から午後10時まで</td><td>午後10時から午前8時まで</td></tr><tr><td>最初の30分まで</td><td>その後30分までごと</td><td></td></tr><tr><td>普通自動車</td><td></td><td>130円</td><td>120円</td><td>30分につき</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>小型自動車</td><td></td><td></td><td></td><td>40円</td><td></td></tr><tr><td>軽自動車</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					車種	種別	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金		午前8時から午後10時まで		午後10時から午前8時まで	最初の30分まで	その後30分までごと		普通自動車		130円	120円	30分につき	11,000円	小型自動車				40円		軽自動車						<table><tr><td rowspan="3">車種</td><td>種別</td><td colspan="3">入出庫1回ごとの駐車料金</td><td>[新設]</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">午前8時から午後10時まで</td><td>午後10時から午前8時まで</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>最初の30分まで</td><td>その後30分までごと</td><td></td></tr><tr><td>普通自動車</td><td></td><td>130円</td><td>120円</td><td>30分につき</td><td>[新設]</td></tr><tr><td>小型自動車</td><td></td><td></td><td></td><td>40円</td><td></td></tr><tr><td>軽自動車</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					車種	種別	入出庫1回ごとの駐車料金			[新設]		午前8時から午後10時まで		午後10時から午前8時まで		最初の30分まで	その後30分までごと		普通自動車		130円	120円	30分につき	[新設]	小型自動車				40円		軽自動車					
車種	種別	入出庫1回ごとの駐車料金				定期駐車料金																																																																		
		午前8時から午後10時まで		午後10時から午前8時まで																																																																				
		最初の30分まで	その後30分までごと																																																																					
普通自動車		130円	120円	30分につき	11,000円																																																																			
小型自動車				40円																																																																				
軽自動車																																																																								
車種	種別	入出庫1回ごとの駐車料金			[新設]																																																																			
		午前8時から午後10時まで		午後10時から午前8時まで																																																																				
		最初の30分まで	その後30分までごと																																																																					
普通自動車		130円	120円	30分につき	[新設]																																																																			
小型自動車				40円																																																																				
軽自動車																																																																								
(2)　【略】					(2)　【略】																																																																			
備考					備考																																																																			
1～7　【略】					1～7　【略】																																																																			
8　「定期駐車料金」とは、1月を単位として利用させる場合（ <u>長崎市茂里町駐車場及び長崎市松が枝町第2駐車場</u> にあつては、当該1月のうちの平日を利用させる場合）の1月当たりの料金をいう。					8　「定期駐車料金」とは、1月を単位として利用させる場合（ <u>長崎市松が枝町第2駐車場</u> にあつては、当該1月のうちの平日を利用させる場合）の1月当たりの料金をいう。																																																																			

9～11 [略] [以下略]	9～11 [略] [以下略]
-------------------	-------------------

改正後（R8.4.1）	改正前（R7.11.4～）
第1条～第12条 [略] （市長による管理） 第13条 [略] 2 前項の場合における第6条第1項、第7条、第8条第1項、第11条、別表第1及び別表第2の規定の適用については、第6条第1項中「駐車場に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1及び別表第2に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第7条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」と、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは」と、別表第1中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」と、<u>同表備考5及び備考10</u>中「市長の承認を得て指定管理者	第1条～第12条 [略] （市長による管理） 第13条 [略] 2 前項の場合における第6条第1項、第7条、第8条第1項、第11条、別表第1及び別表第2の規定の適用については、第6条第1項中「駐車場に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1及び別表第2に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第7条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」と、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは」と、別表第1中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」と、<u>同表備考6及び同表備考11</u>中「市長の承認を得て指定管

が」とあるのは「市長が別に」と、別表第2中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」とし、第6条第2項及び第3項並びに第8条第2項の規定は適用しない。

3 [略]

第14条・第15条 [略]

別表第1（第6条関係）

1・2 [略]

3 長崎市松が枝町駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分まで ごと	
バス	円 1,500	円 750	円 1,040
[削る]			
普通自動車	300	150	830
小型自動車			
軽自動車			

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
----	----

理者が」とあるのは「市長が別に」と、別表第2中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」とし、第6条第2項及び第3項並びに第8条第2項の規定は適用しない。

3 [略]

第14条・第15条 [略]

別表第1（第6条関係）

1・2 [略]

3 長崎市松が枝町駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分まで ごと	
バス	円 1,500	円 750	円 1,040
マイクロバス	750	370	1,040
普通自動車	300	140	830
小型自動車			
軽自動車			

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
----	----

150円券（22枚つづり）	円
	3,000
300円券（22枚つづり）	6,000
〔削る〕	
750円券（22枚つづり）	15,000
1,500円券（22枚つづり）	30,000

4 長崎市平和公園駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

ア 〔略〕

イ 地下部分

(ア) バス

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分までごと	
バス	1,500円	750円	1,040円
〔削る〕			

(イ) 〔略〕

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
260円券（22枚つづり）	円
	5,200

140円券（22枚つづり）	円
	2,800
300円券（22枚つづり）	6,000
370円券（22枚つづり）	7,400
750円券（22枚つづり）	15,000
1,500円券（22枚つづり）	30,000

4 長崎市平和公園駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

ア 〔略〕

イ 地下部分

(ア) バス及びマイクロバス

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超える場合	
バス	円	円	円
	1,500	2,090	1,040
マイクロバス	750	1,040	1,040

(イ) 〔略〕

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
130円券（22枚つづり）	円
	2,600

750円券（22枚つづり）	15,000
1,500円券（22枚つづり）	30,000
620円プリペイドカード（11回分）	6,200

5 長崎市茂里町駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

車種	種別	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金
	午前8時から午後10時まで		午後10時から午前8時まで		
	最初の30分 まで	その後30分 までごと			
普通自動車		140円	130円	30分につき	11,000円
小型自動車				40円	
軽自動車					

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
130円券（22枚つづり）	円
	2,600
140円券（22枚つづり）	2,800

6 長崎市松山町駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

ア バス

種別	入出庫1回ごとの駐車料金
----	--------------

750円券（22枚つづり）	15,000
1,500円券（22枚つづり）	30,000
620円プリペイドカード（11回分）	6,200

5 長崎市茂里町駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

種別 車種	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金
	午前8時から午後10時まで		午後10時から午前8時まで	
	最初の30分 まで	その後30分 までごと		
普通自動車	130円	120円	30分につき	11,000円
小型自動車			40円	
軽自動車				

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
120円券（22枚つづり）	円
	2,400
130円券（22枚つづり）	2,600

6 長崎市松山町駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

ア バス及びマイクロバス

種別	午前7時30分から午後10時までの1日	午後10時から
----	---------------------	---------

車種	午前7時30分から午後10時まで	午後10時から翌日の午前7時30分まで
バス	30分につき 750円	30分につき 50円

イ [略]

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
120円券（22枚つづり）	円 2,400
[削る]	
750円券（22枚つづり）	15,000
120円プリペイドカード（22回分）	2,400
620円プリペイドカード（11回分）	6,200

7 長崎市松が枝町第2駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

車種	種別	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金
		最初の1時間まで	その後30分までごと		

車種	(入出庫1回につき)	当たりの駐車料金		翌日の午前7時30分までの駐車料金
		最初の1時間まで	1時間を超える場合	
バス		円	円	30分につき
		30分につき 750	2,090	50円
マイクロバス		30分につき 370	1,040	

イ [略]

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
120円券（22枚つづり）	円 2,400
370円券（22枚つづり）	7,400
750円券（22枚つづり）	15,000
120円プリペイドカード（22回分）	2,400
620円プリペイドカード（11回分）	6,200

7 長崎市松が枝町第2駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

車種	種別	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金
		最初の1時間まで	その後30分までごと		

バス	円 1,500	円 750	円 1,040	
[削る]				
普通自動車	300	150	830	12,000円
小型自動車				
軽自動車				

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
150円券 (22枚つづり)	円 3,000
300円券 (22枚つづり)	6,000
[削る]	
750円券 (22枚つづり)	15,000
1,500円券 (22枚つづり)	30,000

備考

- 1 [略]
- 2 「バス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員 11人 以上のものをいう。

[削る]

バス	円 1,500	円 750	円 1,040	
マイクロバス	750	370	1,040	
普通自動車	300	140	830	11,000円
小型自動車				
軽自動車				

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
140円券 (22枚つづり)	円 2,800
300円券 (22枚つづり)	6,000
370円券 (22枚つづり)	7,400
750円券 (22枚つづり)	15,000
1,500円券 (22枚つづり)	30,000

備考

- 1 [略]
- 2 「バス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員 30人 以上のものをいう。
- 3 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員 11人以上29人以下 のものをいう。

<u>3 ～ 1 0</u> [略] [以下略]	<u>4 ～ 1 1</u> [略] [以下略]
-----------------------------	-----------------------------

附 則

(施行期日)

1 [略]

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の長崎市駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、2号施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例別表第1第7項第1号の規定は、2号施行日以後に申込みを受ける長崎市松が枝町第2駐車場の定期駐車料金に係る駐車場の利用について適用し、2号施行日前に申込みを受けた同駐車場の令和8年4月分の定期駐車料金に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。
- 4 2号施行日前に発行された第2条の規定による改正前の長崎市駐車場条例別表第1第3項第2号、第4項第2号、第5項第2号、第6項第2号及び第7項第2号に規定する回数駐車券は、2号施行日以後においても、なおその券面額に限り使用することができる。

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(1) 桜町駐車場駐車場ほか 6 駐車場（路外駐車場）

減 免

(ア) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車	減免率 100%	減免率 100%	緊急自動車については、公共の安全及び福祉を確保する観点から、迅速かつ円滑な活動の妨げとならないよう配慮する必要があることから、変更は行わないこととする。
駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車	減免率 100%	減免率 100%	当該自動車については、公共の安全・衛生の確保並びに市民の生命・身体の保護を目的とした業務であることに鑑み、変更は行わないこととする。
駐車場の調査又は検査のために駐車する自動車	減免率 100%	廃 止	当該条項については、下記(駐車場の運営又は施設及び設備の維持管理のために駐車する自動車)に含まれることから、条文を削除する。
駐車場の運営又は施設及び設備の維持管理のために駐車する自動車	減免率 100%	減免率 100%	当該自動車については、公共施設の適正管理及び利用環境の維持を目的とした施設の点検・調査や修繕費見積りのための調査などの業務に使用するものであることから、変更は行わないこととする。
駐車場から排出する一般廃棄物を収集するために駐車する自動車	減免率 100%	減免率 100%	当該自動車については、市内公共施設の衛生管理を担う業務に該当し、廃棄物収集業務の円滑な遂行及び適正な施設管理を確保する必要があることから、変更は行わないこととする。
本市又は本市の機関の職員が公務を行うために使用する自動車	減免率 100%	減免率 100%	当該自動車については、行政の円滑な業務遂行及び市民サービスの提供に必要な業務に使用されるものであることから、変更は行わないこととする。
本市若しくは本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事のために駐車する自動車	減免率 100%	減免率 100%	本市又は本市の機関が主催等を行う各種事業は、市民福祉、教育等の幅広い観点から公共性の高い事業として実施されており、当該自動車は、準備・関係者対応等おける業務に必要であることから、変更は行わないこととする。
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳又は厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳を所持する者が乗車する自動車	減免率 50%	減免率 50%	障害者の社会参加を促進し、移動の自由を保障することは、共生社会の実現に向けた重要な施策であり、市営駐車場における減免制度は、障害者の外出機会の確保と社会活動への参加を支援する手段として機能している。また、障害者基本法及び障害者差別解消法の理念に基づき、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁の除去に向けた合理的配慮として、本減免制度は重要な役割を果たしていることから、障害者支援の観点から制度を継続するものとする。

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(イ) その他市長が特に必要と認める場合

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	● 松山町駐車場を通過して市民総合プール敷地に駐車する車両 ● 国賓等が平和公園で行う視察において、国又は地方公共団体の職員が公務を行うために駐車する自動車	● 松山町駐車場を通過して市民総合プール敷地に駐車する車両 ● 国賓等が平和公園で行う視察において、国又は地方公共団体の職員が公務を行うために駐車する自動車

(2) 長崎駅西口自動車整理場（路上駐車場）

イ 減 免

(ア) 法令などに準ずる適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車	減免率 100%	減免率 100%	緊急自動車については、公共の安全及び福祉を確保する観点から、迅速かつ円滑な活動の妨げとならないよう配慮する必要があることから、変更は行わないこととする。
道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3に基づき国土交通大臣が定める自動車	減免率 100%	減免率 100%	整理場は、路上駐車場であり、道路法施行令第3条の3の規定により駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車が定められていることから、変更は行わないこととする。

【参考2】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

利用料金併用制の施設

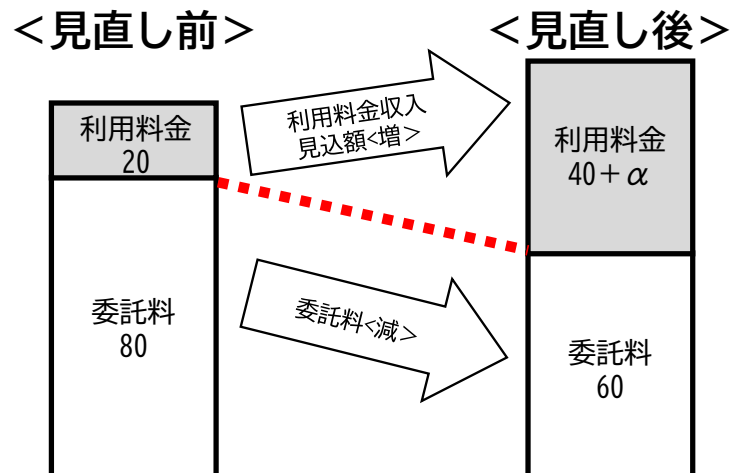
※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(P 3以外の施設のうち、使用料等の見直しに伴い
利用料金の改定を行う施設)

2 令和8年度における対応について

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

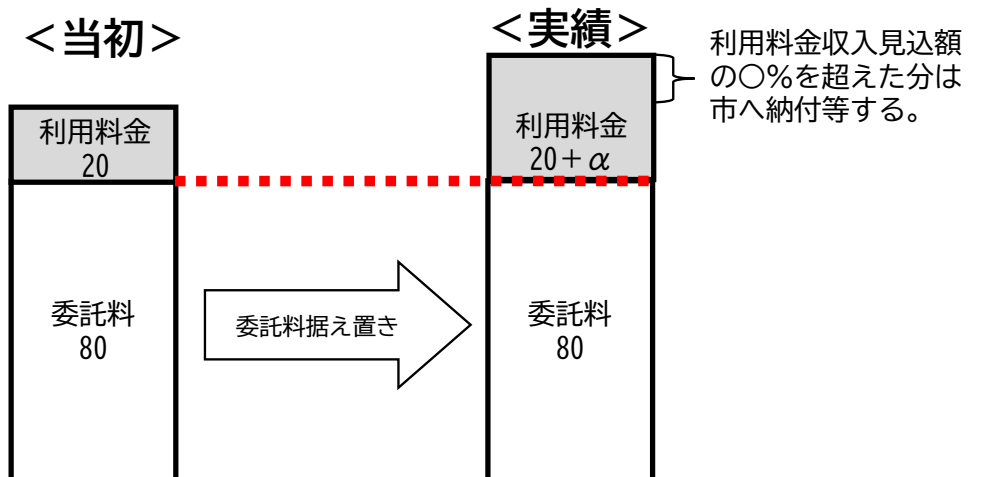
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



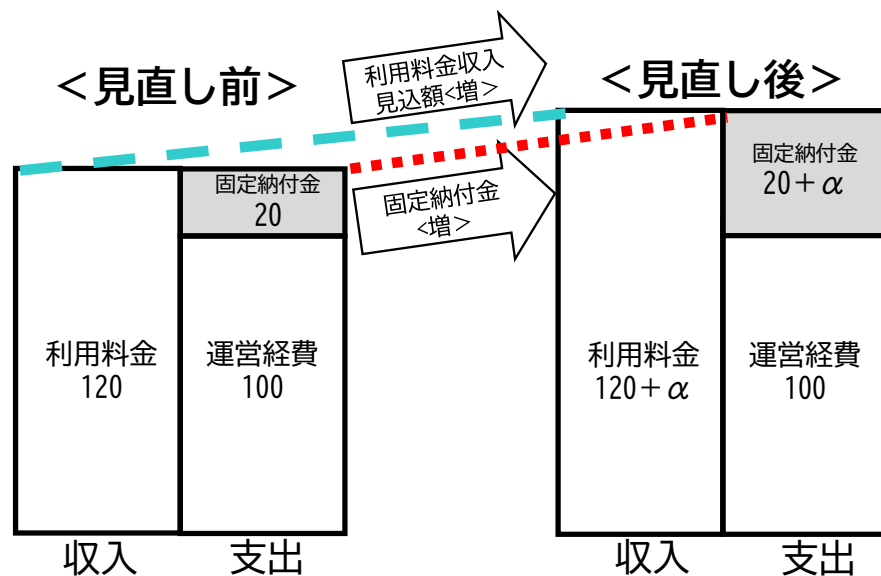
2 令和8年度における対応について

完全利用料金制の施設 ※すべてを利用料金で賄う
(グラバー園、長崎ロープウェイ、出島、出島メッセ長崎、
駐車場・二輪車等駐車場のうち、使用料等の見直しに伴い
利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、新料金を踏まえて、固定納付金の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の固定納付金を据え置くこととする。

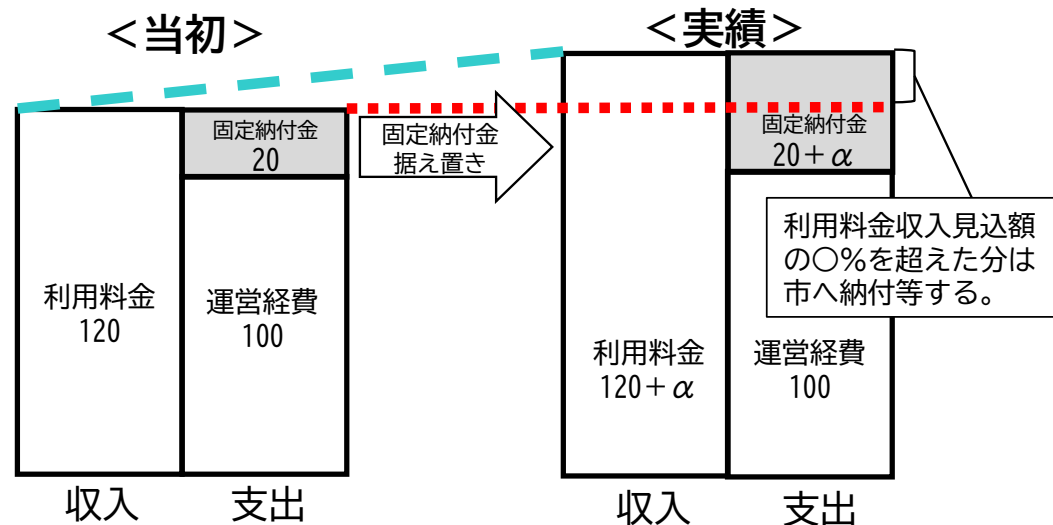
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、固定納付金は「増」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の固定納付金を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

（広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など）

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月	9月市議会条例改正 （各施設の使用料等の見直し） - 指定管理者と協議	- 公募開始 9月市議会条例改正 （各施設の使用料等の見直し）
10月 11月 12月	※必要に応じ補正予算計上	- 指定管理者候補者の選定 11月市議会 （指定議案及び債務負担行為設定）
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会（当初予算） - 新料金の運用開始	2月市議会（当初予算）、協定締結 - 新料金の運用開始